

改正

平成28年3月28日告示第41号

日野町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項に規定する補装具費支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入もしくは修理に要する費用の一部を助成することで、難聴児の健全な言語、社会性の発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(対象児)

第2条 この事業により助成を受けることができる児童（以下「対象児」という。）は、次の各号のすべてを満たす18歳未満の児童とする。ただし、当該事業実施初年度において、事業開始から6か月間は、その間に18歳に到達した者（以下「事業初年度特例対象者」という。）も助成の対象とする。

(1) 保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が日野町内に居住している児童。ただし、保護者が法の居住地特例の対象となる日野町外の施設に入所しており、その前居住地が日野町内である場合は対象とする。

(2) 原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、法第76条第1項に規定する補装具費支給の対象とならない児童。ただし、滋賀医科大学医学部附属病院もしくは滋賀県立小児保健医療センターの身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師（以下「医師」という。）が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満の難聴児についても対象とする。

(3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する児童

2 前項の対象児について、18歳到達時までに当該事業の交付申請を行い、かつその後交付決定を受けた児童は、18歳に到達した月の属する年度末まで補聴器の修理に要する助成の対象とする。また、事業初年度特例対象者についても同様の取り扱いとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月にあっては前年度）における交付対象児または世帯員のうち市町村民税所得割額の最多納税者の当該納税額が46万円以上の場合は、この事業の助成の対象外とする。

(対象補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器の名称、1台当たりの基準価格（以下「基準価格」という。）および耐用年数は、別表に掲げるとおりとする。

2 補聴器は、原則として片耳装用とし、助成対象台数は1台とする。ただし、医師が両耳装用を必要と認める場合の助成対象台数は2台とする。

3 補聴器の更新については、耐用年数経過後を原則とする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。

（助成金の交付額）

第4条 この助成金の算定基礎となる額は、前条に規定する対象児が新たに補聴器を購入する経費または耐用年数経過後に補聴器を更新する経費もしくは補聴器を修理する経費（以下「購入費等」という。）として町長が必要と認める額と別表に定める1台あたりの基準価格を比較して少ない方の額とする。なお、両耳装用が認められ、対象となる補聴器が2台となる場合の補助金の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について購入費等として町長が必要と認める額と別表に定める1台あたりの基準価格を比較して少ない方の額とする。

2 助成金の交付額は、前号に定める額の3分の2とする。ただし、対象児の属する世帯が市町民税非課税世帯の場合は、前号に定める額とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、日野町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（別記様式第1号）に以下に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

（1） 指定された医師による日野町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業医師意見書（別記様式第2号）

（2） 滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱に基づき登録を行った業者（以下「登録業者」という。）が作成した購入費等にかかる見積書

（3） その他町長が必要と認める書類

（意見照会）

第6条 町長は、前条の申請にかかる対象補聴器の構造・機能等について、必要に応じ滋賀県立リハビリテーションセンター（滋賀県身体障害者更生相談所）に対し軽度・中等度難聴児補聴器の適合にかかる意見依頼書（別記様式第3号）の提出等の方法により意見を聞くことができる。

（交付決定）

第7条 町長は、第5条の申請について、第2条第3項の規定により対象外とならないことを確認

したうえ、内容を審査し交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、助成金の交付を行うことを決定した場合は、日野町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するとともに補聴器購入費・修理費支給券（別記様式第5号。以下「支給券」という。）を申請者に交付するものとする。

3 町長は、助成金の交付を却下することを決定した場合は、難聴児補聴器購入費等助成金交付申請却下通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消）

第8条 町長は、交付の決定を受けた申請者が次の各号に該当するときは、当該助成金の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽または不正の手段により助成金を受けたとき。

（2）補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、または担保に供したとき。

（3）その他助成が不相当と町長が認めるとき。

（助成金の請求および支払）

第9条 申請者は、補聴器を購入した後、助成金請求書（別記様式第7号）に領収書を添えて、町長に助成金を請求するものとする。

2 町長は、前項により請求があったときは、内容を審査し助成金を交付するものとする。

第10条 町長は、申請者の利便性を考慮し、前条の規定によらず、申請者からの委任に基づき申請者に支給すべき額の限度において、申請者に代わり登録業者に助成金を支払うことができる。

2 登録業者は、前項の規定により申請者に代わって助成金の支払を受ける場合は、補聴器を提供した際に、販売等の価格から第7条に定める助成金の額を除いた額（利用者負担額）の支払を申請者から受けるものとする。

3 登録業者は、町長に対して第1項に定める助成金を請求する場合は、代理受領に係る補聴器購入費等支払請求書兼委任状（別記様式第8号）に支給券を添えて請求するものとする。

4 町長は、前項により請求があったときは、内容を審査のうえ助成金を交付するものとする。

（不正利得の返還等）

第11条 町長は、登録業者が、偽りその他の不正の手段によって助成金の交付を受けたときまたは関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部または一部の返還を求めることができる。

（関係帳簿の整備）

第12条 町長は、助成金の支給に当たって、助成事業支給決定簿（別記様式第9号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月28日告示第41号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前に定める様式は、当分の間、必要な調整をして使用できるものとする。

別表（第3条関係）

（1）購入（更新）基準

種目	名称	1台当たりの基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	34,200	①補聴器本体（電池を含む）	5年
	高度難聴用耳かけ型	43,900	②イヤモールド	
	重度難聴用ポケット型	55,800	※イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算できる。	
	重度難聴用耳かけ型	67,300		
	耳あな型（レディメイド）	87,000	補聴器本体（電池を含む）	
	耳あな型（オーダーメイド）	137,000		
	骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	120,000	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ ※平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,600円を加算できる。	
特例補装具	別に定める額			

（2）修理基準

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示528号）別表に準ずることとし、（1）に該当する補聴器の修理のみを対象とする。ただし、FM補聴器は対象としない。

* 上記補聴器支給の要件および消費税等の取扱いについては、補装具費支給事務取扱指針（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費事務取扱指針について」）に準ずるものとする。

* 「耐用年数」の取扱いについては、通常の装用状態において補聴器が修理不能となるまでの予想

年数を示したものであり、補聴器を装用するものの年齢、生活の状況または障害の状況によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、更新にあたっては実情に沿うよう十分に配慮する。また、災害等交付対象児の責任に拠らない事情により毀損等した場合は、新たに必要と認める補聴器の購入費等の一部を助成できるものとする。

**軽度・中等度難聴児補聴器購入費等
助成金交付申請書**

申請日 年 月 日

（あて先）日野町長

（申請者）〒 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 対象児童との続柄（ _____ ）
 TEL（ _____ ）

下記により軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の交付を申請します。
 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の交付審査のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、
 補聴器の購入状況その他について、他市町村など関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

対象児童 氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）
		個人番号	
住 所			性別 男・女
希望する 補聴器の 種 類			
希望業者	名称		
	所在地		
	TEL		
生活状況	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 医療機関	最近5年間の 補聴器の購入 状 況	右（有・無） 年 月 日購入 左（有・無） 年 月 日購入 <input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入費等助成金交付 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法に基づく補聴器の支給 <input type="checkbox"/> その他
備 考			

別記様式第 2 号 (第 5 条関係) (略)

別記様式第 3 号 (第 6 条関係) (略)

別記様式第 4 号 (第 7 条関係) (略)

別記様式第 5 号 (第 7 条関係) (略)

別記様式第 6 号 (第 7 条関係) (略)

別記様式第 7 号 (第 9 条関係) (略)

別記様式第 8 号 (第 10 条関係) (略)

別記様式第 9 号 (第 12 条関係) (略)